

# 第1章 総論

## 第1節 第3次計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

しかしながら、少子高齢化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による新しい生活様式など、社会状況の変化により、子どもを取り巻く環境もまた大きく変化しており、特にインターネットやSNS、スマートフォンなどメディアの発達・普及を背景として、「読書離れ」が国や埼玉県の調査などで指摘されています。

国では、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、以降改定を重ね、現在は平成30年度から令和4年度まで第四次の計画となっています。第四次の計画では、特に高校生の不読率に着目し、「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」することや「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」、「情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」を主なポイントとして挙げています。

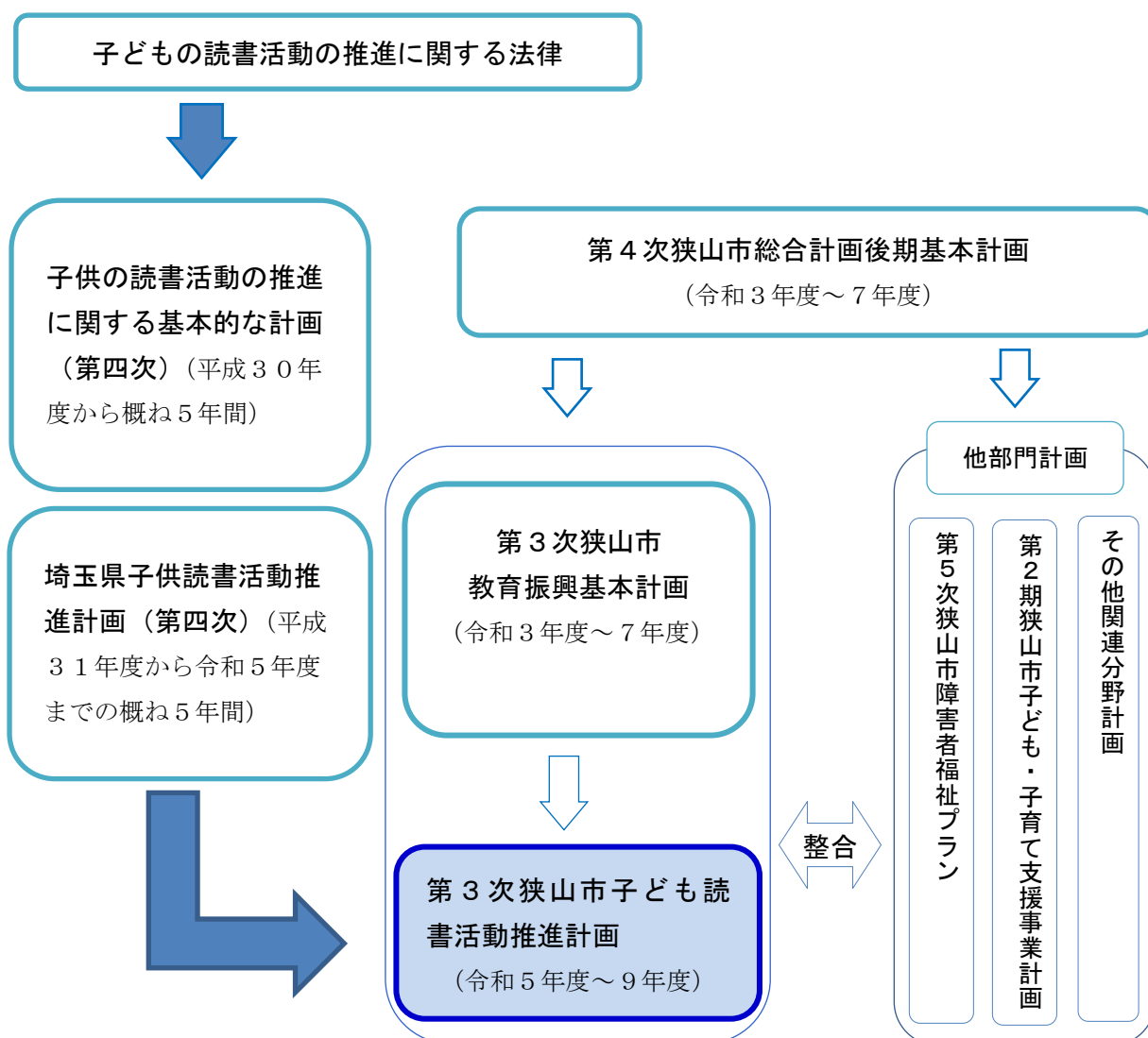
埼玉県では、平成16年に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は平成31年度から令和5年度までの第四次計画のもとに、子どもの読書活動を推進しています。第四次の計画では、「すべての子供たちに本との出会いを」を基本方針とし、子どもの読書活動の習慣化を図り、すべての子どもが本を読む楽しさや喜びを体験できることを目指した41の主な取り組みを示しています。

本市では、平成25年度に「狭山市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成30年度からは第2次計画のもとに、子どもの読書活動を推進しています。計画期間が令和4年度をもって満了となることから、令和5年度を初年度とする「第3次狭山市子ども読書活動推進計画」を策定することにより、引き続き、子どもの読書活動を推進しようとするものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく計画として、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）や「埼玉県子供読書活動推進計画」（第四次）を参酌して策定したものです。

また、本市の上位計画である「第4次狭山市総合計画後期基本計画」及び「第3次狭山市教育振興基本計画」のほか、関連する他部門の個別計画との整合を図ったものです。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から9年度までの5年間とします。なお、社会情勢などの変化に応じて、必要な見直しを行うものとします。

#### 4. 計画の対象

本計画は、子ども（概ね18歳以下の者をいう。以下同じ。）と子どもの読書活動に関わる大人を対象とします。

#### 5. SDGsとの関連

平成27年に国際連合サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す2030アジェンダが採択され、この中に持続可能な開発目標（SDGs）として17の目標と169のターゲットが掲げられました。社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」取り組みが求められています。

「第4次狭山市総合計画後期基本計画」では施策ごとに「関連するSDGsのゴール」を明示しています。また、「第3次狭山市教育振興基本計画」においてもSDGsとの関連性を意識して施策に取り組み、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」の振興を図ることとしています。

本計画においては、17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を主な目標とし、本計画を推進することにより、SDGsの達成を目指していきます。



持続可能な開発目標（SDGs）17の目標

出典：国際連合広報センター